

【令和 5 年度】
福島県教育旅行復興支援事業
募集要領

公益財団法人東京観光財団

令和 5 年 4 月

（令和 5 年 5 月 8 日 一部改正）

目次

1	事業の目的	2
2	補助対象者	2
3	補助対象内容	2
4	補助対象経費	3
5	補助率及び限度額	3
6	補助対象期間	4
7	交付申請から補助金交付までの流れ	4
8	その他留意事項	6
9	問い合わせ先	6
	(別紙) 補助金の申請に必要な書類	7

1 事業の目的

本事業は、福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」(※)と連携し福島県において宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校と、合宿を実施する部活動等に対し、必要な補助金を交付することにより、旅行者が福島県を訪れ、宿泊や飲食、地域特産品の購入等の消費活動を通じて地域経済を活性化し、復興を支援することを目的とします。

※「福島県教育旅行復興事業」の申請に関するお問い合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局（電話：024-563-1172）

2 補助対象者

① 福島県で宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校(※)

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他理事長が特に認める学校とする。

② 福島県で合宿(※1)を実施する都内の部活動等(※2)

※1 部活動等の趣旨に沿った練習・研修などを一定期間行う宿泊活動

※2「部活動等」とは、

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他理事長が特に認める学校において、教職員の指導の下、学校教育の一環として行われる部活動、その他理事長が特に認める活動
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校（ただし、高校課程を除く。）、短期大学、大学、その他理事長が特に認める学校における、部活動、正課授業のゼミナール、公認サークル、その他理事長が特に認める活動

3 補助対象内容

福島県事業である「福島県教育旅行復興事業」の補助を受けて、福島県において宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校と、合宿を実施する都内の部活動等に対し、その移動に係るバス経費の一部について、補助金を交付する

(1) 福島県内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する都内の学校で、以下の教育素材を1つ以上行程に取り入れていること

- ① 震災学習・ホープツーリズム
- ② 福島県内の学校との交流
- ③ 歴史学習・伝統工芸体験・異文化体験
- ④ 環境学習・自然体験
- ⑤ 農村・収穫体験
- ⑥ スキー体験

(2) 福島県内で合宿を実施する都内の学校公認(※)の部活動等。但し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う場合に限る。

※部活動等が公認されていることを確認するため、補助金交付申請書（別記様式1）に記載いただいた「部活動等の公認者」に対して連絡をすることがあります。

4 補助対象経費

上記「3 補助対象内容」に係る**バス経費**（充当されている公費相当額、税金額を除く。）
※教育旅行及び合宿については、被災地応援ツアーの「宿泊旅行」（1人1泊あたり3,000円）、「日帰り旅行」（1人1回あたり1,500円）の補助は適用できません。

5 補助率及び限度額

上記「4 補助対象経費」に対し、以下のとおりとなります。

○福島県で宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校と、合宿を実施する都内の部活動等に対し、バス1台当たり経費の1/2（ただし、継続校（※1）は、5万円を上限とする。新規校（※2）の場合は、6万円を上限とする。）

※1 継続校：過去に福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業補助金」及び「福島県合宿誘致・交流促進事業助成金」の交付を受けたことがある学校及び部活動等。当該年度の「福島県教育旅行復興事業補助金」の交付にあたり継続校として認められたもの。

※2 新規校：過去に福島県教育旅行復興事業補助金及び福島県合宿誘致・交流促進事業助成金の交付を受けたことがない学校及び部活動等であって、当該年度の福島県教育旅行復興事業補助金の交付にあたり新規校として認められたもの

○浜通り（※）の宿泊を1泊以上含む場合は、上記の上限額に1万円を加算する。

※浜通り：相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉町、大熊町、広野町、飯館村、川内村、葛尾村、いわき市

○参加人数が10名未満の場合は上記の半額を上限とする。

（例） 継続校：2万5千円（浜通りで宿泊する場合は3万円）が上限額
新規校：3万円（浜通りで宿泊する場合は3万5千円）が上限額

ただし、上記を上限とし、下記のうち金額の小さい方とする（千円未満は切捨て）。

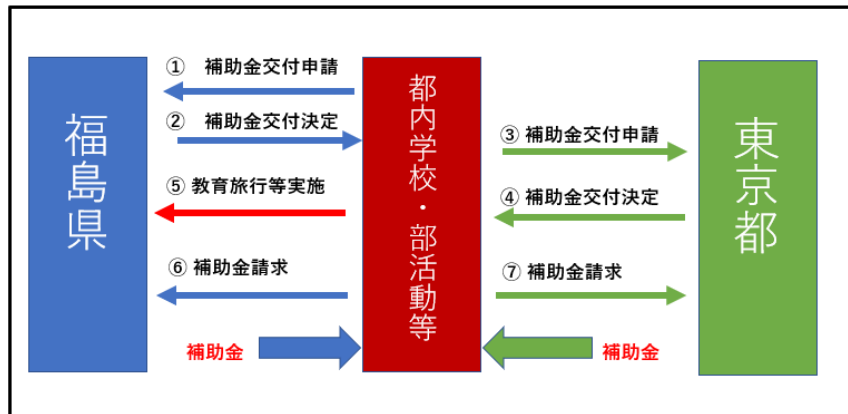
- ・福島県教育旅行復興事業における補助金額。
- ・バスに要した経費（充当されている公費相当額を除く。）から、福島県教育旅行復興事業における補助金額及び福島県内の市町村が行う助成事業により交付された助成金額の合計額を差し引いた金額。

※公費相当額：国や自治体等が、補助金や助成金等により支給する額

6 補助対象期間

交付決定の日から令和6年3月31日までに完了する旅行

7 交付申請から補助金交付までの流れ



1 交付申請（申請時に必要な書類については P.7 参照）

(1) 申請方法

〔受付期間〕 令和6年3月31日まで

※教育旅行等実施（上記図⑤）前に、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という）の交付決定（上記図④）を受ける必要があります。交付決定は、交付申請（上記図③）を提出していただいてから1週間程度かかります。福島県事業の「福島県教育旅行復興事業」に係る交付決定（上記図②）を受けた後、速やかに財団に交付申請をして下さい。）

〔必要書類〕「交付申請時必要書類一覧」（P.7）のとおり

〔提出方法〕「簡易書留」により次の宛先まで送付してください。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

福島県教育旅行復興支援事業担当

(2) 申請書類

申請書類については財団ホームページ内の「各種補助金・支援助成金について」よりダウンロードしてください。

https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2023/0330_5199/index.html

(3) 受付期間中であっても、福島県及び財団の予算額に達した時点で申請受付を終了します。その場合は、財団のホームページでお知らせします。

2 交付決定（*交付決定は申請から一週間程度かかります。）

- (1) 書類審査に基づいて申請内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
- (2) 書類審査等の結果、申請内容が適当と認められないときは、その旨の通知を行います。
- (3) 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、ツアー完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。

3 補助事業の変更又は中止申請等について

(変更・中止申請時に必要な書類については P.8 参照)

補助事業について、次の号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ「福島県教育旅行復興支援事業補助金変更(中止)申請書」(別記様式3)を提出し、公益財団法人東京観光財団理事長(以下「理事長」という。)の承認を受けてください。

- (1) 補助金申請額が当初申請額より変更となる。
- (2) 旅行に要するバスの台数が変更となる。
- (3) 旅行日程が変更となる。
- (4) 申請者情報(法人名称・部活動名称等の団体名・代表者名・所在地等)や学校情報(学校名・所在地)が変更となる。
- (5) 他の補助事業を利用する場合において、補助金額等が変更になる。
- (6) 補助事業を中止する。

なお、以下の場合には、軽微な変更として、別記様式3の提出を省略することができます。

- (1) 補助金申請額を減額する場合において、変更後の申請額と当初申請額との差が、当初申請額の20%以内となる場合
- (2) 交付申請書(別記様式1)に記載した教育旅行、合宿の内容のうち、別記様式3に該当する項目以外の変更が生じた場合(生徒数、引率教員人数など)

4 実績報告書の提出(実績報告時に必要な書類については P.8 参照)

福島県に対して「福島県教育旅行復興事業補助金実績報告書」及び「福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書」を提出した後、「福島県教育旅行復興支援事業実績報告書(別記様式5)」及び「補助金請求の際に必要な書類一覧」(P.8)の添付書類を速やかに財団に提出してください。

※最終提出期限は、令和6年4月7日となります。

申請内容を審査し適当と認めるときは、補助金額の確定を行い通知します。ただし、確定額が交付決定金額と同額の場合は、通知は省略します。

5 補助金の請求及び支払(請求時に必要な書類については P.8 参照)

補助金額の確定通知を受けた後(※)、福島県教育旅行復興支援事業補助金請求書(別記様式7)を提出してください。補助金は、請求書に記載の金融機関に振り込まれます。振込先の金融機関の口座については、申請者名記載のある口座を記載ください。

※補助金額の確定通知が省略されると想定される場合(交付決定時の内容と実績報告の内容が同一の場合等)は、実績報告と同時に請求を行うことが可能です。ただし、審査により、実績報告の内容や請求額に不備等が認められた場合には、金額等を修正のうえ、再請求が必要です。

8 その他留意事項

1 関係書類の保存及び検査

- (1) 補助事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 財団が補助事業の運営及び経理等の状況について実地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

2 事業効果の公表

補助事業の効果について、財団理事長が報告を求めた場合は、これに応じる必要があります。

3 補助金の交付決定の取消し・補助金の返還

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときには、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

9 問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課
福島県教育旅行復興支援事業担当
電話 (03) - 5579 - 2682
Mail : chiiki@tcvb.or.jp

【交付申請時必要書類一覧】

交付申請書類

区 分		留意事項等
☐	福島県教育旅行復興支援事業補助金交付申請書 (別記様式1)	

添付書類

区 分		留意事項等
福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱（「以下福島県要綱」という。）における各様式（提出したもの）の写し		
☐	福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類（福島県要綱別表第5）	
福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し		
☐	福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年 10 月 27 日付福島県規則第 107 号、以下「福島県規則」という。）第 7 条に基づく補助金交付に関する決定通知	
その他 （P2「2補助対象者」①及び②（1）に該当する場合）		
☐	印鑑証明	国公立学校は添付不要 ※申請日から 3 か月以内に発行されたもの
☐	法人登記簿謄本	
その他 （P2「2補助対象者」②（2）に該当する場合）		
☐	教職員等の場合：職員証の写し、又は在籍証明書 学 生 の 場 合：学生証の写し、又は在学証明書	部活動等の代表者のもの ※証明書は部活動等として認められる学校や大学が発行するもので申請日から 3 か月以内に発行されたもの
☐	部活動等の代表者の住民票 又はその他公的証明書類の写し	・住民票は申請日から 3 か月以内に発行されたもの ・その他公的証明書類の例： 免許証、パスポート、在留カード等、氏名及び現在居住地が確認できるもの
☐	財団が必要に応じて提出を依頼するもの	新型コロナウイルス感染症対策誓約書 ※5月8日以降出発の旅行は不要です。

※ 上記項目の順番に並べて提出してください。

【変更・中止申請時必要書類一覧】

区 分		留意事項等
☐	福島県教育旅行復興支援事業補助金変更・中止申請書（別記様式 3）	変更か中止に○をつけて提出

【実績報告及び補助金請求の際に必要な書類一覧】

実績報告書類

区 分		留意事項等
☐	福島県教育旅行復興支援事業補助金実績報告書（別記様式 5）	

添付書類（*教育旅行等実施後福島県へ提出した一式）

区 分		留意事項等
福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱（「以下福島県要綱」という。）における下記各様式（提出したもの）の写し		
☐	福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 2 号）及び変更承認の通知書	提出した場合のみ
☐	福島県教育旅行復興事業補助金実績報告書（様式第 3 号）及びその添付書類（福島県要綱別表第 7）	
☐	宿泊証明書（様式第 4 号）	上記実績報告書に添付して提出
☐	福島県教育旅行復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第 5 号）	提出した場合のみ
☐	福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第 6 号）	
福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し		
☐	福島県規則第 9 条第 3 項に基づく補助金の変更に 関する決定通知	受領した場合のみ
☐	福島県規則第 14 条に基づく補助金額の確定通知	福島県要綱第 11 条に基づき通知が省略されている場合には不要

※ 上記項目の順番に並べて提出してください。

補助金請求書類

区 分		留意事項等
☐	福島県教育旅行復興支援事業補助金請求書（別記様式 7）	<u>補助金額の確定通知が省略されると想定される場合（交付決定時の内容と実績報告の内容が同一の場合等）は、実績報告と同時に請求を行うことが可能です。ただし、審査により、実績報告の内容や請求額に不備等が認められた場合には、金額等を修正のうえ、再請求が必要です。</u>